東秩父村

公共施設等総合管理計画

東秩父村
Higashi Chichibu Village

令和4年度3月改訂

東秩父村　公共施設等総合管理計画

目次

Ⅰ　公共施設等総合管理計画の概要

１．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ---------- 3
２．本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ---------- 5

Ⅱ　公共施設を取り巻く環境

１．将来の人口 現状予測～東秩父村人口ビジョンより ---------- 7
２．本村の財政状況 ---------- 8
３．公共施設（建築物）の状況---------- 10
４．インフラ施設の状況 ---------- 13

Ⅲ　本村施設更新の基本方針

１．東秩父村の公共施設等の課題---------- 16
２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ---------- 17

Ⅳ　施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

１．公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性 ---------- 20
２．インフラ系施設の管理に関する基本方針 ---------- 28
３．公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ---------- 32

Ⅴ　公共施設マネジメントの実行体制

１．推進体制 ---------- 38
２．フォローアップ ---------- 39
３．情報等の共有と公会計の活用---------- 39
４．住民等との協働---------- 39

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

Ⅰ 公共施設等総合管理計画の概要

１．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

（１）公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

本村においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらの公共施設は建築後 40 年から 50 年余り経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくことになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

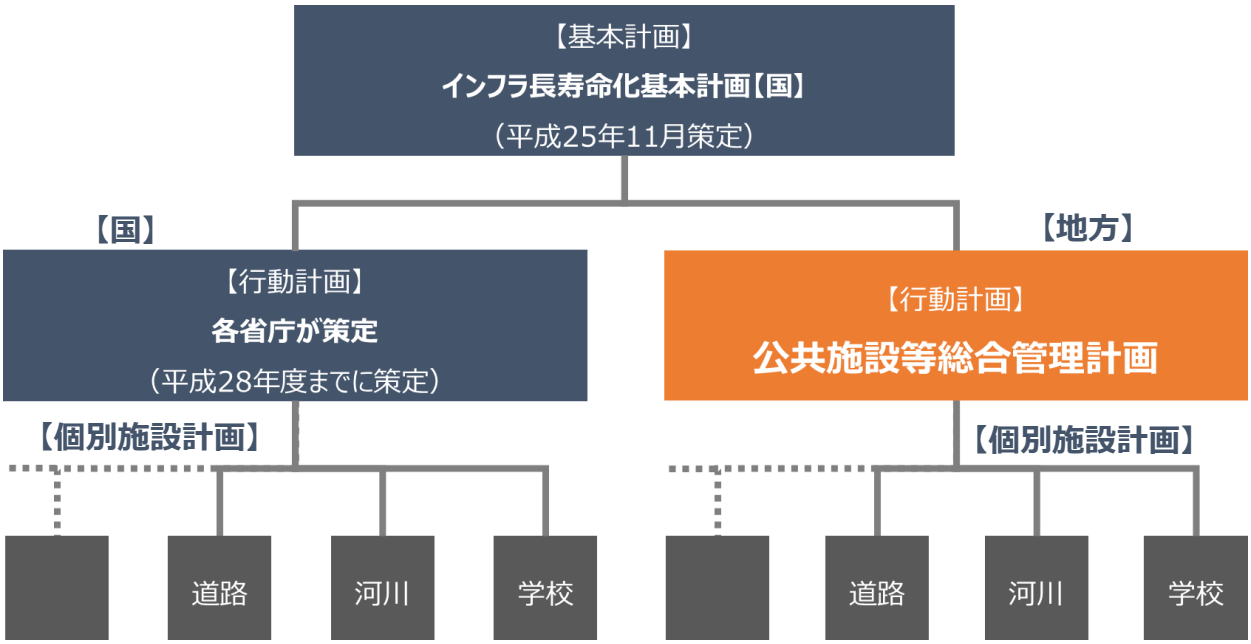

（参考：総務省［インフラ長寿命化計画の体系］）

（２）公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和３年１月 22 日の総務省の通知を踏まえて改訂したものとなります。

（３）公共施設等総合管理計画の位置づけ

本村のまちづくりの最上位に位置付けられる「第６次東秩父村総合振興計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。

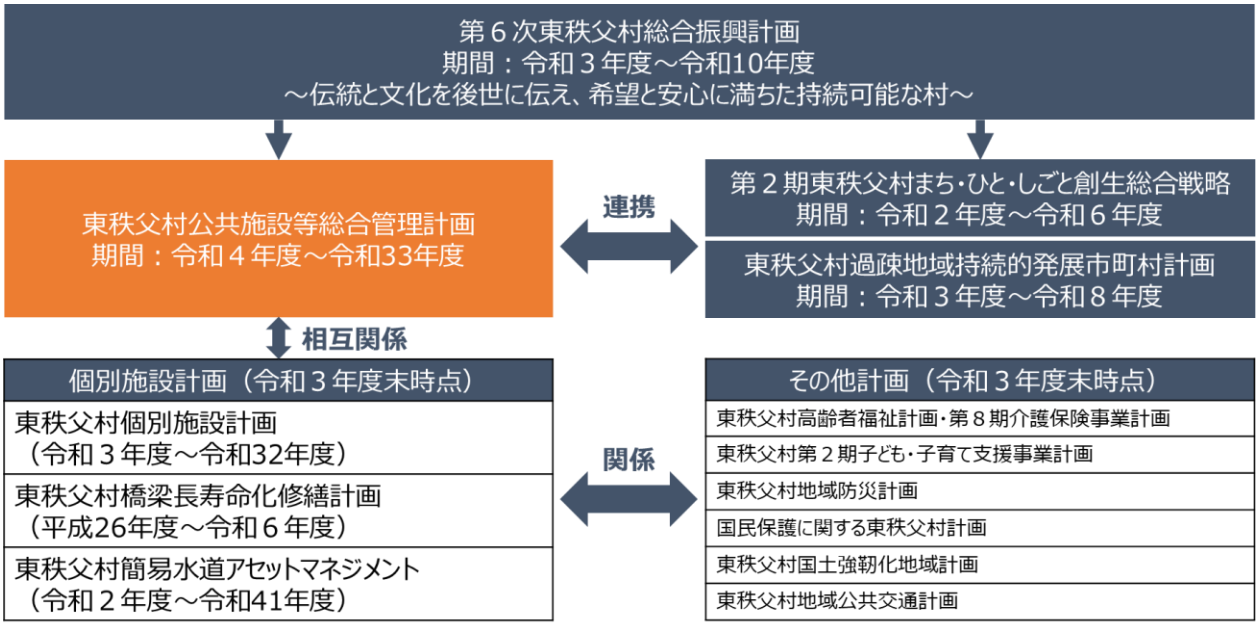

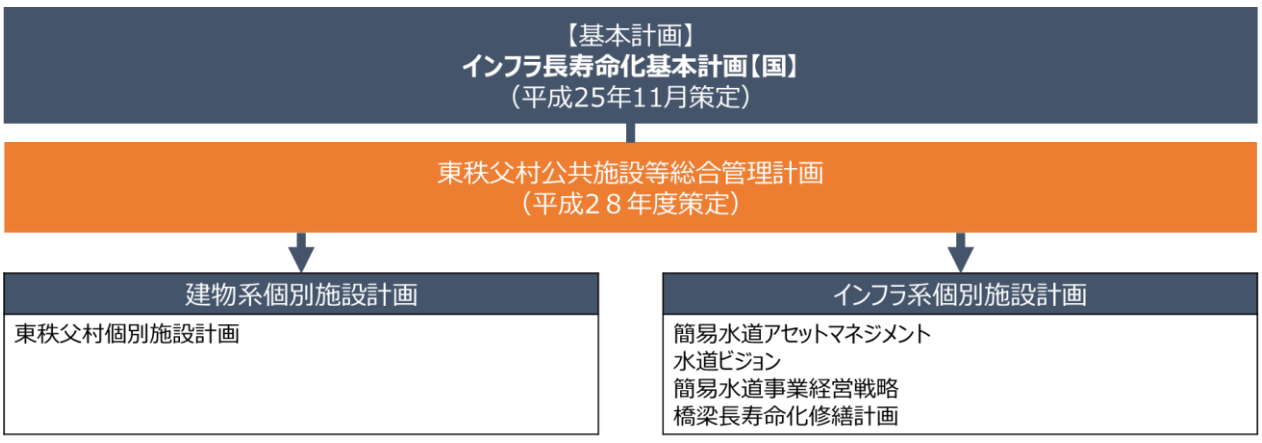

2　本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

（1）本計画における対象となる公共施設

東秩父村が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、村民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅の 7 類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、簡易水道、浄化槽、公園、その他の 6 種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

施設分類			主な施設
公共施設（建築物）	1	村民文化系施設	コミュニティセンターなど
	2	スポーツ・レクリエーション系施設	安戸グラウンドなど
	3	産業系施設	和紙の里関連施設など
	4	学校教育系施設	東秩父中学校・槻川小学校
	5	保健・福祉施設	東秩父村保健センターなど
	6	行政系施設	役場庁舎・車庫など
	7	公営住宅	村営住宅など
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	簡易水道	
	4	浄化槽	
	5	公園	
	6	その他	

（２）計画期間

計画期間は、令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度までの 30 年間とします。
計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。
また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「30 年間」

令和 4（2022）年度～令和 33（2051）年度

Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

１．将来の人口　現状と予測～東秩父村人口ビジョンより

本村の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所推計によると令和 12（2030）年の時点で 1,981 人、令和 22（2040）年の時点では 1,411 人となっています。東秩父村人口ビジョンでは、本村の総人口を、令和 42（2060）年には 1,657 人と推計し、将来にわたって持続可能な村を目指すこととしています。

■総人口の推移と将来推計（東秩父村人口ビジョンより抜粋）

（単位：人）

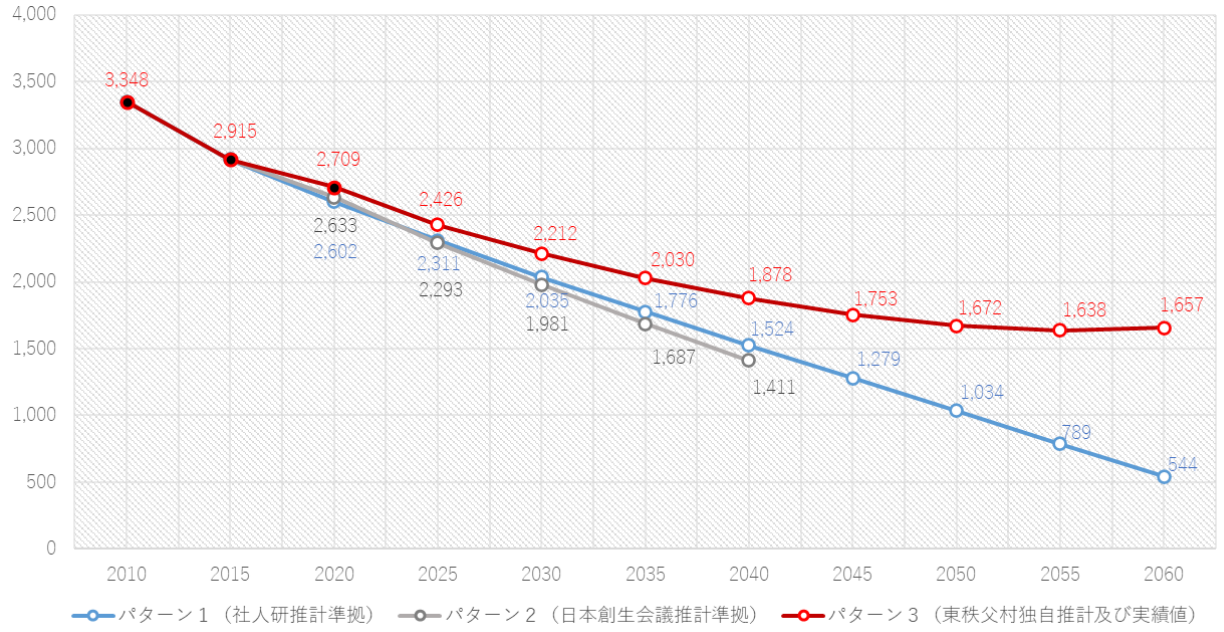

２．本村の財政状況

（１）歳入の状況

一般会計を基に本村の歳入状況の過去 10 年をみると、全体の歳入状況としては、令和 2 年度が新型コロナウイルス予防対策費により、一時的に歳入が大幅に増加しています。令和 2（2020）年度以前を見ると、歳入総額約 20 億～25 億円で推移しています。地方税（村民税）はここ 10 か年で約 2.5 億円を推移しています。

地方債の発行は大型事業のあった平成 25（2013）年度、平成 28（2016）年度は発行額が一時的に増えていますが、直近 3 か年は抑制傾向となっています。しかし今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する可能性があります。

■平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの歳入の推移　　（単位：百万円）

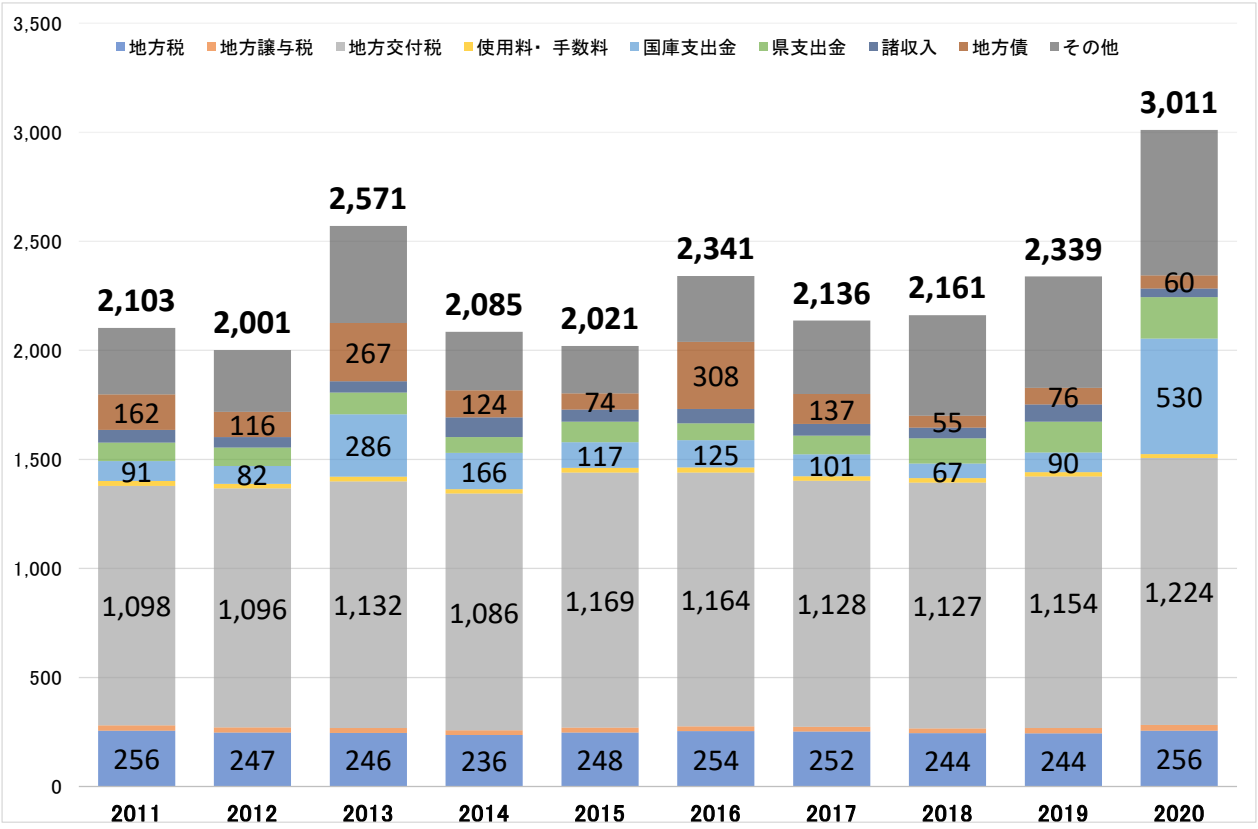

（２）歳出の状況

一般会計を基に本村の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、令和 2 年度が新型コロナウイルス予防対策費により、一時的に歳出が大幅に増加しています。令和 2（2020）年度以前を見ると、歳出総額約 18 億～20 億円で推移しています。

投資的経費は大型事業により、平成 25（2013）年度、平成 28（2016）年度が増加しています。公債費は平成 27（2015）年度から増加傾向となっています。

■平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの歳出の推移　　（単位：百万円）

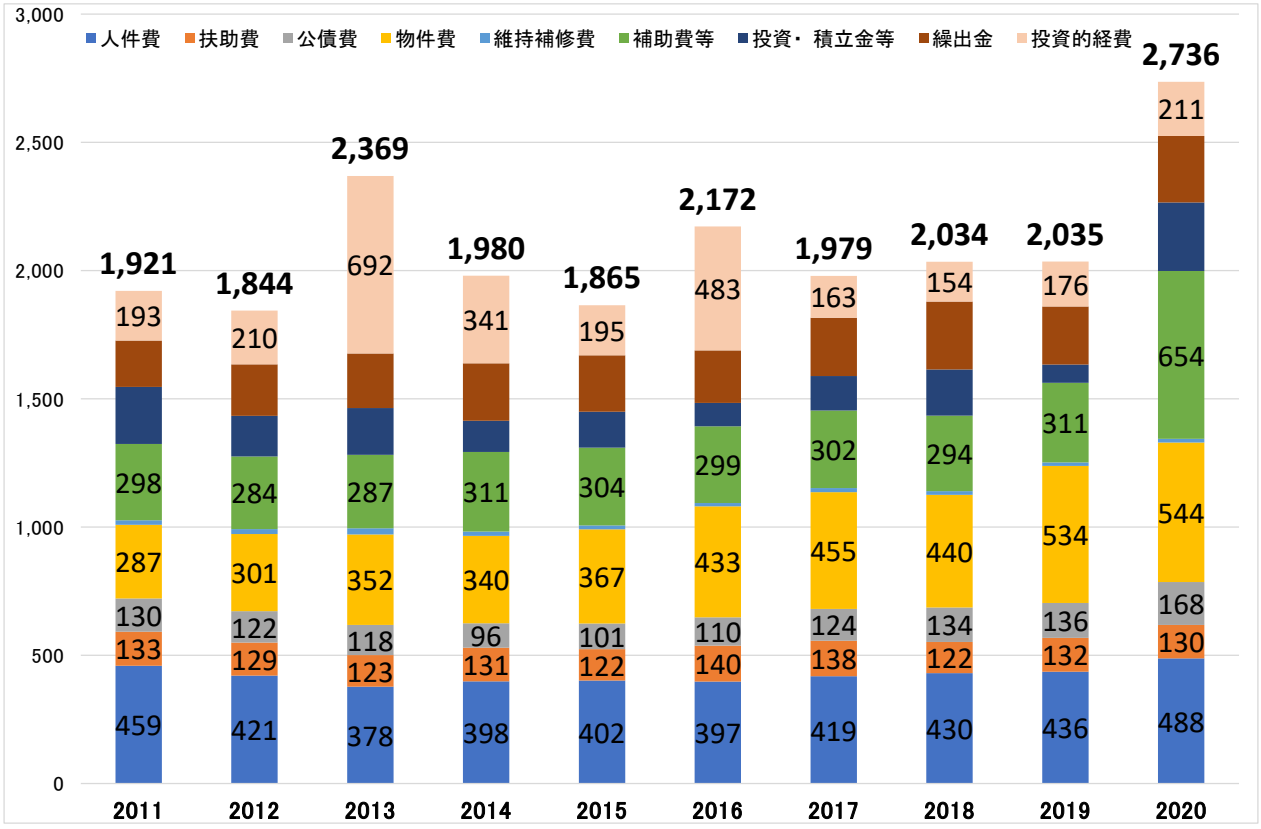

３．公共施設（建築物）の状況

（1）東秩父村の公共施設（建築物）の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和２年度末（令和３年３月３１日現在）の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約 2.3 万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が 28.1%、村民文化系施設が 15.9%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）8.5 ㎡となっております。

■分類別の状況（棟数／延床面積）

施設分類		棟数	延床面積（㎡）	割合	人口一人当たり面積（㎡）
1	村民文化系施設	11	3,632.7	15.9%	1.3
2	スポーツ･レクリエーション系施設	14	1,494.4	6.5%	0.6
3	産業系施設	28	3594.1	15.7%	1.3
4	学校教育系施設	13	6,431.8	28.1%	2.4
5	保健･福祉施設	5	2,424.0	10.6%	0.9
6	行政系施設	17	2,519.9	11.0%	0.9
7	公営住宅	7	2,820.5	12.3%	1.0
合計		95	22,917.3	100.0%	8.5

※固定資産台帳より作成

※人口は令和 3 年 1 月住民基本台帳 2,711 人

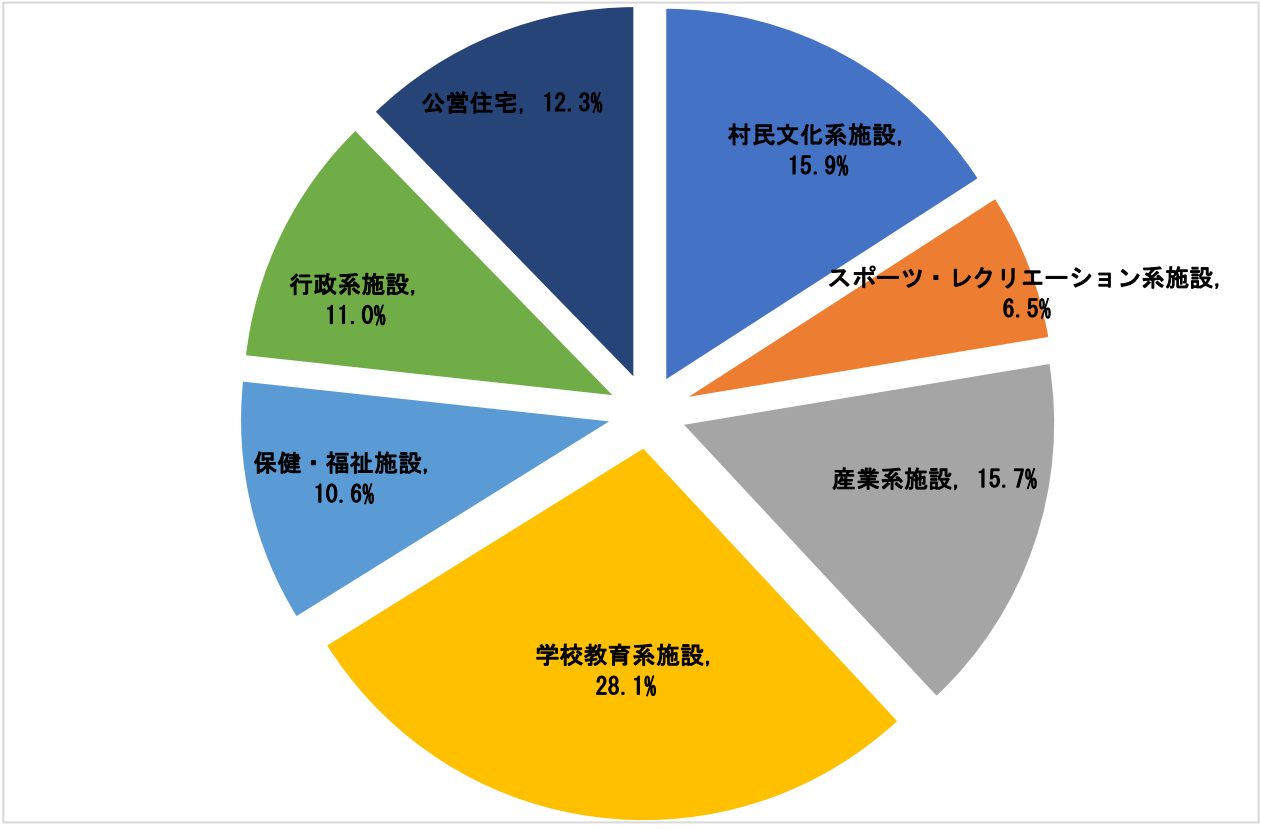

（２）公共施設老朽化の状況

②建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築 30 年未満の公共施設は全体の 28.3%（延床面積比）となっており、築年数 30 年以上の公共施設は 71.7%（延床面積比）となっています。

特に築 40 年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち 34.5%（延床面積比）を占めています。

■分類別の建築経過年数状況（棟数／延床面積）

施設分類		築 10 年未満		築 10 年以上 20 年未満		築 20 年以上 30 年未満		築 30 年以上 40 年未満		築 40 年以上		計	
		棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積
1	村民文化系施設	0	0.0	1	337.0	1	491.3	7	1,526.9	2	1,277.4	11	3,632.7
2	スポーツ･レクリエーション系施設	2	223.1	0	0.0	6	338.8	3	187.6	3	744.9	14	1,494.4
3	産業系施設	9	779.2	3	138.9	10	1027.3	6	1648.7	0	0.0	28	3,594.1
4	学校教育系施設	0	0.0	0	0.0	2	44.4	4	2,413.4	7	3,974.1	13	6,431.8
5	保健･福祉施設	0	0.0	0	0.0	2	917.8	3	1,506.2	0	0.0	5	2,424.0
6	行政系施設	1	119.2	0	0.0	5	578.4	5	331.4	6	1,490.9	17	2,519.9
7	公営住宅	0	0.0	0	0.0	4	1,474.0	2	919.1	1	427.4	7	2,820.5
計		12	1121.5	4	475.9	30	4871.9	30	8533.1	19	7,914.8	95	22,917.3
割合		12.6%	4.9%	4.2%	2.1%	31.6%	21.3%	31.6%	37.2%	20.0%	34.5%	100.0%	100.0%

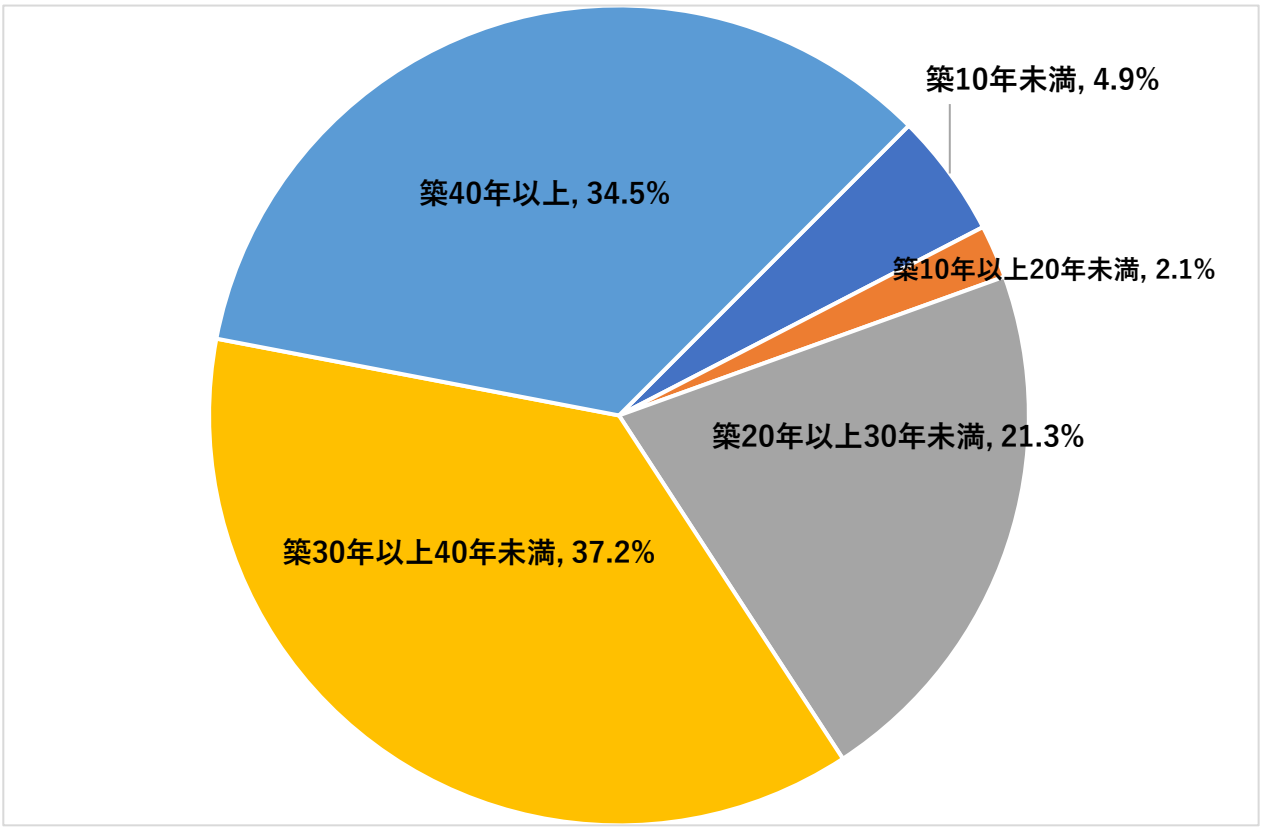

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽の進行が、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本村の公共施設（建築物）における総建築額は、19.2 億円です。村全体として有形固定資産減価償却率は 77.0％と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■分類別の有形固定資産減価償却率

施設分類		取得価額(百万円)	減価償却累計額（百万円）	有形固定資産減価償却率	※参考R01
1	村民文化系施設	319	223	69.9%	67.5%
2	スポーツ・レクリエーション系施設	130	94	72.1%	69.1%
3	産業系施設	441	282	64.0%	61.7%
4	学校教育系施設	333	309	92.7%	90.6%
5	保健・福祉施設	334	293	87.9%	87.2%
6	行政系施設	235	162	69.2%	67.4%
7	公営住宅	130	130	100.0%	100.0%
計		1,922	1,493	77.0%	75.9%

４．インフラ施設の状況

（１）道路

東秩父村が管理している道路は、令和３年度時点、1,059 路線で 275.8 ㎞あり、そのうち舗装化されている道路は 74.4 ㎞（67.0％）あります。その多くの道路が舗装の標準耐用年数である 20 年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

年々整備及び補修等が進んでいるが、住民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修、村道の維持管理も常に必要とされています。

■村管理道路の状況（令和４年１月２５日現在）

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
１級村道	12,619	11,932	94.6%
２級村道	22,129	16,302	73.7%
その他	210,685	18,580	8.8%
森林管理道	30,400	27,673	91.0%
計	275,833	74,487	67.0%

（２）橋梁

東秩父村が管理している道路橋は 108 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は全体の 16％にあたる 11 橋ありますが、20 年後には全体の 74％にあたる 52 橋、また 30 年後には全体の 93％にあたる 65 橋にのぼり、急速に高齢化橋梁が増大します。

平成 26 年度に策定、令和 2 年度に改訂した「東秩父村橋梁長寿命化修繕計画（令和 4 年度再改訂」に基づき、すでに長寿命化及び修繕が進行中となっています。

■全体状況（令和２年度）

区分	PC	RC	鋼	混合	木	木混合
橋長 15m 以上	11	2	6	0	2	1
橋長 2m 以上 15m 未満	10	47	23	2	4	0
計	21	49	29	2	6	1

※PC：プレキャストコンクリート　　RC：鉄筋コンクリート

（３）簡易水道事業

東秩父村水道事業は、昭和 38 年度より供用開始し、これまでに 8 地区の浄水場と 16 箇所の配水池を設置しています。配水管は総延長で 74,086ｍとなっています。

現在本事業においては、地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化及び地方公営企業会計への移行は令和 3 年度まで行い、令和 4 年度より施行となります。

構造物や設備の更新は、平成 30 年度に策定した「東秩父村簡易水道事業アセットマネジメント」の更新基準に基づき更新を行い、構造物は、更新時に耐震化を行う計画となっています。

■全体状況（令和 2 年度）

項目		数量
1	浄水場	8 箇所
2	配水池	16 箇所
3	導水管延長	3,533m
4	送水管延長	15,493m
5	給水管延長	55,060m
6	給水人口	2,681 人

また、「東秩父村簡易水道事業アセットマネジメント」によると、管路の健全度がこのままの推測では 2043 年には半数以上が老朽化管路となり、健全性を保てなくなるとされています。

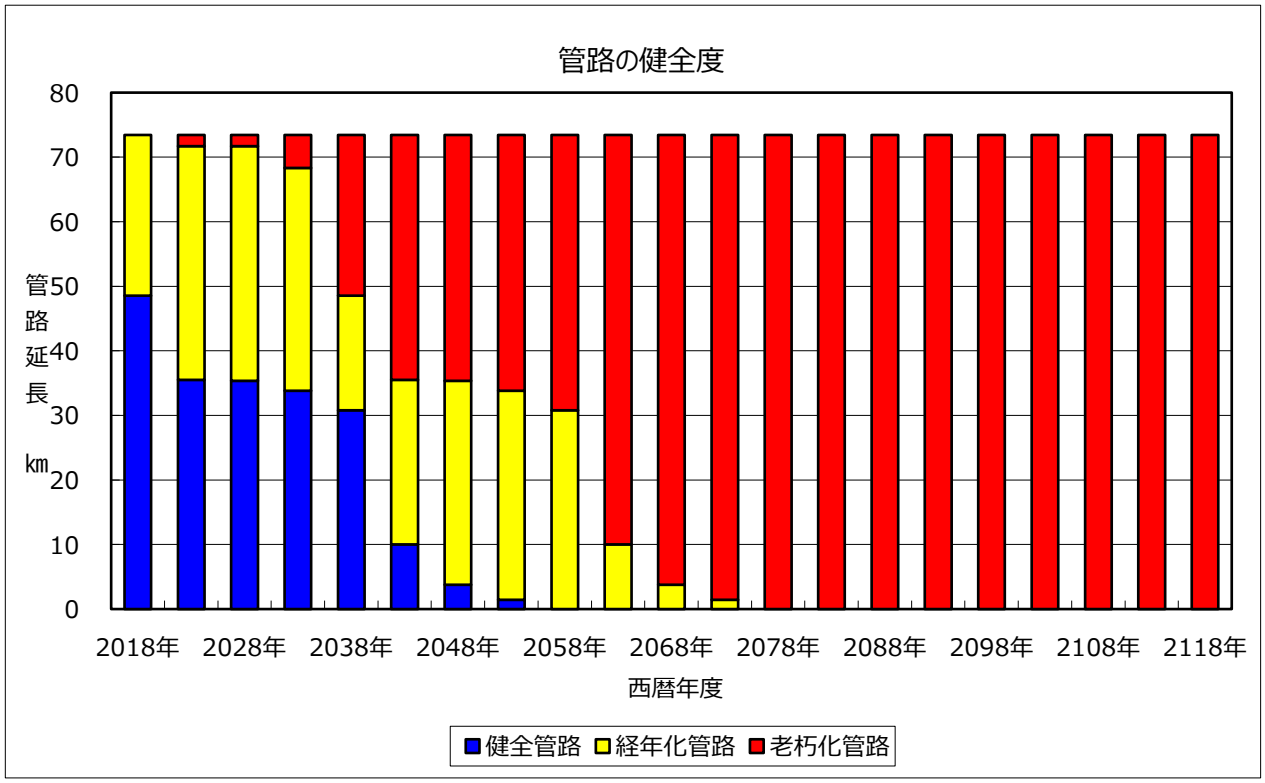

（４）浄化槽事業

浄化槽事業は集合処理に適していない散居している農家地区に対して生活雑排水の処理及びトイレの水洗化促進を図り、生活環境の改善、農業用排水の水質保全を事業目的とし平成 15 年度より村が設置する浄化槽の供用を開始いたしました。

現在地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化及び地方公営企業会計への移行は令和 3 年度まで行い、令和 4 年度より施行となります。

■全体状況（令和 2 年度）

項目		数量
1	浄化槽設置	354 基
2	排水区域人口	981 人

Ⅲ 本村施設更新の基本方針

１．東秩父村の公共施設等の課題

（１）人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する村民ニーズの変化

本村の人口予測では、国立社会保障・人口問題研究所推計によると令和 12(2030)年の時点で 1,981 人、令和 22（2040）年の時点では 1,411 人となる見込みです。

このように、本村は人口減少が急速に進み、特に生産年齢人口の減少が著しく、高齢者の割合が高くなることから、これに伴う世代構成の変化により、公共施設の利用状況や公共施設へのニーズも変化することが予想されます。

こうした人口構成の変化や公共施設への村民ニーズの変化を的確にとらえ、状況の変化に合った施設規模の見直しや既存公共施設の有効に活用することで、より充実したサービスを村民に提供する必要があります。

（２）公共施設の老朽化

本村公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和 49 年から昭和 56 年頃に集中的に学校などの学校教育施設と村民文化施設の整備が進められており、大規模改修が必要となる築後 30 年を経過した施設が多くを占めています。昭和 56 年以前の旧耐震基準の適用時期に建設された施設も多く、老朽化対策と安全の確保の問題に直面しており、老朽化施設については、必要性の精査を行ったうえで、今後のありかたを検討する必要があります。

（３）公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本村においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが見込まれ、また、高齢化が進むことにより扶助費の増加が見込まれます。

このような状況のもとでは、財政状況は厳しい状況が続き、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本村総合計画において、目指すべき将来像「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行なっていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改修による品質の保持に努め、施設の有効活用を検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

（２）点検・診断等の実施方針

公共施設等は、可能な限り点検や診断を定期的に実施し、施設の状況を把握することが重要です。しかし、本村の現状では、財源や人材、職員のノウハウといった施設管理を実施するリソースが確保できない状況にあります。

このような現状を踏まえ、点検の際にどのような点を見るべきかなどについて、マニュアルを整備し、点検内容を標準化することで、確実な点検実施、不具合箇所の早期発見に努めます。

（３）維持管理・修繕・更新等の実施方針

本村では、不具合の状況を評価するノウハウの蓄積が十分でないことから、不具合を発見したものの、適切に対応できない恐れがあります。このため、必要な修繕を見極め、早期に修繕を行っていくような仕組みづくりを行います。具体的には、点検結果や通報を適切に評価できるようなマニュアルの策定や地域の専門家からの支援を受けられる仕組みの構築に努めます。

（４）安全確保の実施方針

危険性が高いと認められる建物や老朽化により利用廃止された建物は、利用者の安全性を最も重視し、当面利用を停止します。その際、当該施設がなくなることで、住民サービスに不具合が発生する場合は、早急に運営継続に向けた取組を行います。

（５）耐震化の実施方針

耐震化できていない施設のうち、今後も利用し続ける予定の施設は、耐震化工事を優先的に実施します。

（６）長寿命化の実施方針

本村では、予防保全や積極的な更新の実施が予算の制約上困難な状況にあり、既存施設の安全性を確保し、長期にわたって利用し続けることが求められます。

そのため、施設の不具合を可能な限り早期に修繕することで、施設の劣化進行を防ぎ、施設の長寿命化に努めます。

（７）統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化などの人口動態の推移や、既存行政サービスの民間提供の可能性、村民のニーズを考慮し必要な公共施設の総量を検討するとともに、公共施設の統合や複合化による必要な機能の確保を検討します。

また、利用見込みのない施設は、防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて除却を検討します。

なお、施設の廃止や統合を検討する場合は、現在の施設の利用状況や利用者のニーズに配慮するとともに、住民の理解や総合計画等に示されたまちづくりの方向との整合を図ります。

（８）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①住民との情報共有と協働体制の構築

総務課と担当課とにより、重要な施設の維持管理について協働する体制とします。

具体的には、担当課が施設を直接または指定管理者や外部委託者とともに管理し、総務課と情報を共有します。そして必要に応じて、協力して維持管理にあたることとします。

また、他施設での効果的な取組等の情報は、他施設を所管する担当課にも共有し、 全庁的に取り組みを進めます。 さらに、全庁的な取組体制をより効果的なものとするため、施設管理に専門的な知見を有する職員を育成・確保するように努めます。

②民間活力の活用体制の構築

公共施設マネジメントを推進する上で、運営経費の適正化と住民サービス水準の維持・向上を両立させていくことが大きなテーマです。現在も和紙の里で指定管理者制度を導入していますが、今後とも、PPP や PFI の導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や住民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

③個別施設計画の作成

前述の基本方針を踏まえ、施設類型（学校、道路等）の特性を踏まえた個別の施設整備実施計画（個別施設計画）については順次定めていきます。

なお、公共施設等についても、必要に応じて個別施設計画を策定するものとし、個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、すでに長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

④施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト（LCC）ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から、施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取組が必要であり、それらの推進するための一元的な組織と固定資産台帳や施設カルテといったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

Ⅳ 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

１．公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

各項目における「方向性」は個別施設計画でそれぞれの施設に対して検討された内容となります。

（１）村民文化系施設

村民文化系施設は、東秩父村高齢者生きがいセンター、東秩父村ふれあいセンター槻川、細川紙紙すき家屋などがあります。高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川、コミュニティセンターは法定点検を定期的に実施しているほか職員による目視点検を行っています。 細川紙紙すき家屋、文化財収蔵庫、東秩父村ふるさと館、ふるさと文化伝習館、ふるさと文化伝習館分館は、建築後 30 年以上経過している施設もあり老朽化が進んでいます。今後老朽化が進み施設の維持が難しくなった場合は施設の改修や民間譲渡を検討しています。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	コミュニティセンター	1980	80.0%	集約化
2	東秩父村立図書館	1989	62.0%	集約化
3	細川紙紙すき家屋	1986	4.2%	現状維持
4	ふるさと文化伝習館	1988	4.2%	現状維持
5	文化財収蔵庫	1976	88.0%	現状維持
6	東秩父村ふるさと館	1983	81.4%	建替
7	東秩父村ふるさと館　物置	1983	100.0%	建替
8	ふるさと文化伝習館分館	1984	79.2%	民間譲渡
9	ふるさと文化伝習館分館　物置	1985	100.0%	民間譲渡
10	東秩父村高齢者生きがいセンター	1997	100.0%	現状維持
11	東秩父村ふれあいセンター槻川	2004	73.6%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

紙漉き家屋屋根修繕工事

文化財施設整備事業

和紙研修施設改修工事

各種施設整備

（2）スポーツ・レクリエーション系施設

二本木峠キャンプ村は現状、給水が確保できず使用できない状況であるため、利用を休止しています。利用できるようにするには多額の費用が見込まれるため、廃止及び除却の方針となっています。

そのほか、旧東秩父村立西小学校だった坂本体育館は老朽化が進み、安全確保が難しく、年々利用ニーズも低下していることから廃止・除却の方針です。

そのほかについては、住民の利用ニーズが高く安全確保ができていることから、定期的な点検と予防保全の考えに基づき、現状維持となります。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	坂本体育館	1979	90.2%	廃止・除却
2	坂本グランド（倉庫・便所）	1996	79.2%	廃止・除却
3	安戸グラウンド　倉庫・休憩所	1992	100.0%	現状維持
4	安戸グラウンド トイレ	2000	100.0%	現状維持
5	坂本グラウンド（倉庫・便所）	1975	100.0%	現状維持
6	ふれあい広場　管理棟	1999	88.2%	現状維持
7	ふれあい広場　トイレ棟	1999	100.0%	現状維持
8	御堂テニスコート（クラブハウス）	1989	100.0%	現状維持
9	東秩父村移住体験施設「MuLife」	2018	13.4%	現状維持
10	東秩父村和紙の里バスターミナル	2016	16.8%	現状維持
11	二本木キャンプ村管理事務所	1979	100.0%	廃止・除却
12	二本木キャンプ村バンガロー	1986	100.0%	廃止・除却
13	二本木キャンプ村便所	1986	100.0%	廃止・除却
14	二本木キャンプ村バンガロー（増築）	2000	92.0%	廃止・除却

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

ふれあい広場の環境整備

各種施設整備

（3）産業系施設

産業観光系施設は、和紙の里、花桃の郷、観光トイレがあります。 和紙の里は指定管理者が管理、運営しています。花桃の郷は地元の管理団体により、管理・運営しています。

今後はそれぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。

観光トイレは浄化槽法定点検の他、職員による目視点検を行っています。

観光トイレについては、老朽化や利用ニーズの低下、衛生の観点から除却を検討する施設があります。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	橋場観光トイレ	1987	100.0%	現状維持
2	皆谷観光トイレ	1989	100.0%	現状維持
3	白石観光トイレ	1994	6.7%	現状維持
4	栗和田観光トイレ	2017	20.1%	現状維持
5	ヤマメの里親水公園	1996	100.0%	現状維持
6	和紙製造所	1987	100.0%	現状維持
7	食堂	1990	100.0%	現状維持
8	研修会館	1990	100.0%	現状維持
9	ギャラリー	1989	100.0%	現状維持
10	和紙の里展示室・倉庫	1995	100.0%	現状維持
11	特産品直売所	1995	100.0%	現状維持
12	和紙の里体験交流施設	1998	92.4%	現状維持
13	トータルサポートセンター	2012	33.6%	現状維持
14	荻殿観光トイレ	1991	100.0%	現状維持
15	安戸観光トイレ	1995	100.0%	現状維持
16	萩平観光トイレ	1991	100.0%	廃止・除却
17	落合観光トイレ	1985	100.0%	現状維持
18	内手観光トイレ	1995	100.0%	現状維持
19	堂平観光トイレ	2018	13.4%	現状維持
20	大宝観光トイレ	2015	33.5%	現状維持
21	萩平野際観光トイレ	1989	100.0%	現状維持
22	定峰観光トイレ	1996	100.0%	現状維持
23	川下観光トイレ	1998	100.0%	現状維持
24	花桃の郷観光トイレ	2011	60.3%	現状維持
25	花桃の郷休憩所（桃の木茶屋）	2010	46.0%	現状維持
26	花桃の郷東屋	2010	59.0%	現状維持
27	花桃の郷（展望台）	2010	67.0%	現状維持
28	和紙の里農産物販売所	2016	16.8%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

和紙の里施設整備事業

観光トイレ等施設整備事業

（４）学校教育系施設

学校教育系施設は、小学校 1 校、中学校 1 校があります。槻川小学校は建築後 40 年が経過し、老朽化が進む建物も存在します。ただし、法定点検に加え、教員による目視点検も実施し、不具合は発見次第修繕するなど、維持管理を行っているところです。

東秩父中学校は、建築後 45 年が経過しています。小学校と同様法定点検と教員による目視点検を実施しています。

文部科学省の指針に基づく、大規模改修の周期は 20 年、長寿命化改修の周期は 40 年と設定されているところであり、早急な改修や長寿命化等の対応が必要です。

しかし一方では、今後の人口動態や予測に基づき、両施設については、小中学校としての合併が協議されているところです。今後はこれらについての個別施設計画を策定する予定です。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	槻川小学校校舎	1981	85.8%	集約化
2	槻川小学校屋内運動場	1977	94.6%	集約化
3	東秩父村学校給食共同調理場	1981	97.5%	集約化
4	槻川小学校便所	1978	100.0%	集約化
5	槻川小学校体育小屋	1992	92.4%	集約化
6	槻川小学校倉庫	1985	100.0%	集約化
7	東秩父中学校校舎	1975	99.0%	集約化
8	東秩父中学校屋内運動場	1975	99.0%	集約化
9	東秩父中学校技術棟	1975	100.0%	集約化
10	東秩父中学校プール専用付属室	1975	100.0%	集約化
11	東秩父中学校体育小屋	1977	100.0%	集約化
12	東秩父中学校更衣室	1982	100.0%	集約化
13	東秩父中学校部室棟	1997	100.0%	集約化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

小中学校施設等整備

（５）保健・福祉施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。

特に皆谷児童館は、現在利用休止中となっており、今後の施設の活用に向けて民間譲渡が検討されています。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	東秩父村保健センター	1987	66.0%	現状維持
2	東秩父村保健センターエレベーター室	1995	50.0%	現状維持
3	城山保育園	1993	100.0%	集約化
4	皆谷児童館	1983	100.0%	民間譲渡
5	和紙の子児童クラブ	1983	100.0%	集約化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

保育園園舎整備事業

学童保育施設整備事業

保健センター施設整備事業（改修）

（６）行政系施設

行政系施設は、役場庁舎、消防団詰所があります。役場本庁舎は建築後 52 年経過しており老朽化も進んでいますが大規模改修は行われていません。

庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりません。このため、本村においては役場庁舎の建替が検討されています。建替えにあたっては、個別の計画のほか、各関連団体等との協議を行い進めます。

そのほか消防団詰所や倉庫や車庫といった施設の老朽化が進んでいることから将来的には、安全性や効率性を踏まえ廃止する施設を検討します。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	東秩父村役場　本庁舎	1970	100.0%	建替
2	東秩父村役場　第２庁舎	1999	56.7%	建替
3	東秩父村役場　収入役室	1994	70.2%	建替
4	東秩父村役場　倉庫兼車庫	1969	100.0%	建替
5	東秩父村役場　車庫	1970	100.0%	建替
6	東秩父村役場　車庫（下）	1993	89.1%	建替
7	東秩父村役場　車庫（上）	1993	89.1%	建替
8	東秩父村役場　第３庁舎	2000	40.0%	建替
9	旧安戸診療所	2014	25.2%	廃止･除却
10	消防団１分団１部詰所	1988	64.0%	現状維持
11	消防団１分団２部詰所	1972	96.0%	現状維持
12	消防団１分団２部･萩平詰所	1980	80.0%	現状維持
13	消防団１分団３部	1979	82.0%	現状維持
14	消防団２分団１部詰所	1984	72.0%	現状維持
15	消防団２分団２部詰所	1982	76.0%	現状維持
16	消防団２分団３部･皆谷詰所	1987	66.0%	現状維持
17	消防団２分団３部･白石詰所	1990	60.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和３年３月	令和３年～令和 12 年	令和８年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

庁舎建設事業

（7）住宅

今後も、今ある住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。

しかし、一方では老朽化や人口減少により住宅入居者の減少や利用困難になっている施設があります。これらについては、用途廃止を行い除却の予定です。

番号	資産名称	取得年度	有形固定減価償却率	方向性
1	御堂住宅	1986	100.0%	廃止・除却
2	向堀住宅	1973	100.0%	廃止・除却
3	坂本住宅	1982	100.0%	廃止・除却
4	新井住宅（7.8.10.11.12 号棟）	1991	100.0%	現状維持
5	新井住宅（1.2.3.5.6 号棟）	1992	100.0%	現状維持
6	皆谷住宅（1.2.3.5.10 号棟）	1993	100.0%	現状維持
7	皆谷住宅（6.7.8.11.12 号棟）	1994	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

現状なし

２．インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、東秩父村総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

（１）道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

今後は、修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕工事を進めます。

◇関連個別施設計画

なし

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

村道１−１号（槻川西）線整備

◇今後予定される事業（交通安全対策補助制度「通学路緊急対策」）

埼玉県東秩父村通学路整備計画事業　　村道１－１号（槻川西）線歩道整備

（２）橋梁

本村が管理する橋梁は 108 橋で、今後急速に増大する高齢化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 27 年 10 月に策定、令和 3 年 3 月に改訂した「東秩父村橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防保全的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村 橋梁長寿命化修繕計画	令和３年３月改訂	平成 26 年～令和６年	随時

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

村道 2-5 号線（小安戸橋）ほか２橋補修設計・工事（３橋）

橋梁補修設計・工事（３橋）

下河原橋復旧工事

◇今後予定される事業（道路メンテナンス事業）

橋梁長寿命化修繕計画　橋梁修繕 3 橋　　東秩父村橋梁長寿命化修繕

定期点検 73 橋　　東秩父村橋梁定期点検

（3）簡易水道

簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。本村は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

「東秩父村簡易水道事業アセットマネジメント」を基に、耐震化及び更新を進めます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東秩父村簡易水道事業ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	平成 30 年度	平成 28 年～令和 49 年	令和 9 年

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

西地区老朽管更新工事

白石浄水場整備工事

帯沢浄水場整備工事

入山浄水場整備工事

水道施設遠方監視装置更新工事

（４）浄化槽事業

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改修を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本村においても、現在取り組んでいる地方公営企業会計への移行により、固定資産台帳や会計精度が構築次第、各種情報を整理して進めます。また、今後の経営指針となる、「経営戦略」を策定する予定です。

◇今後予定される事業（過疎地域持続的発展計画より）

一般家庭への合併処理浄化槽の普及

３．公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和３年１月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

Ａ：単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み
Ｂ：個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
Ｃ：対策による効果額（財政効果額）

財政効果額　Ｃ　＝単純更新費用　Ａ　―　個別施設計画対策額　Ｂ

■公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

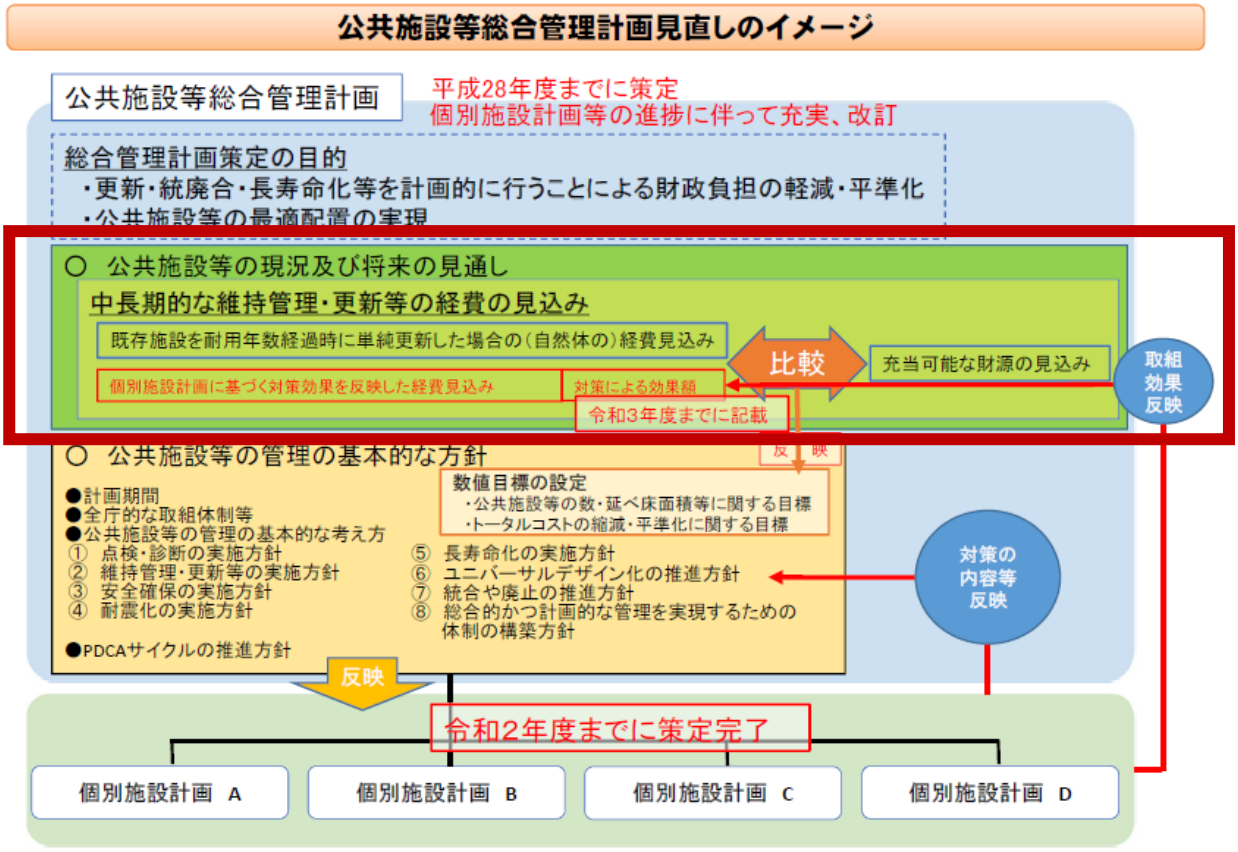

総務省　「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」より抜粋

（１）公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、財政効果は以下のとおり、厳しい状況が予想されます。このことから、次期計画を見据え、更なる施設の統廃合、複合施設化、再配置の検討を始める必要があります。

【単純更新適用費用】　（単位：百万円）

施設分類		更新費用	維持管理コスト	計
1	村民文化系施設	319	645	964
2	スポーツ・レクリエーション系施設	130	359	489
3	産業系施設	441	339	780
4	学校教育系施設	333	1,937	2,271
5	保健・福祉施設	334	1,847	2,181
6	行政系施設	235	490	725
7	公営住宅	130	173	303
合計		1,922	5,790	7,712

【個別施設計画の反映】　（単位：百万円）

施設分類		対策費用	維持管理コスト	計
1	村民文化系施設	180	325	505
2	スポーツ・レクリエーション系施設	0	72	72
3	産業系施設	0	442	442
4	学校教育系施設	0	969	969
5	保健・福祉施設	0	936	936
6	行政系施設	742	581	1,323
7	公営住宅	0	99	99
合計		922	3,422	4,344

【対策の効果額】　（単位：百万円）

施設分類		対策効果	維持管理コスト効果	効果額計
1	村民文化系施設	△139	△320	△459
2	スポーツ・レクリエーション系施設	△130	△287	△417
3	産業系施設	△441	103	△339
4	学校教育系施設	△333	△969	△1,302
5	保健・福祉施設	△334	△911	△1,244
6	行政系施設	507	91	598
7	公営住宅	△130	△75	△205
合計		△1,000	△2,368	△3,368

（2）道路

道路は今後個別施設計画の策定推進を進めるところですが、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

（3）橋梁

橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁点検結果を基に、今後 50 年間の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

従来の事後保全型維持管理から予防保全型維持管理へシフトすることで、今後 50 年間で約 23 億円の費用圧縮が見込まれます。本計画期間内の 30 年間とすると約 13.8 億円となります。

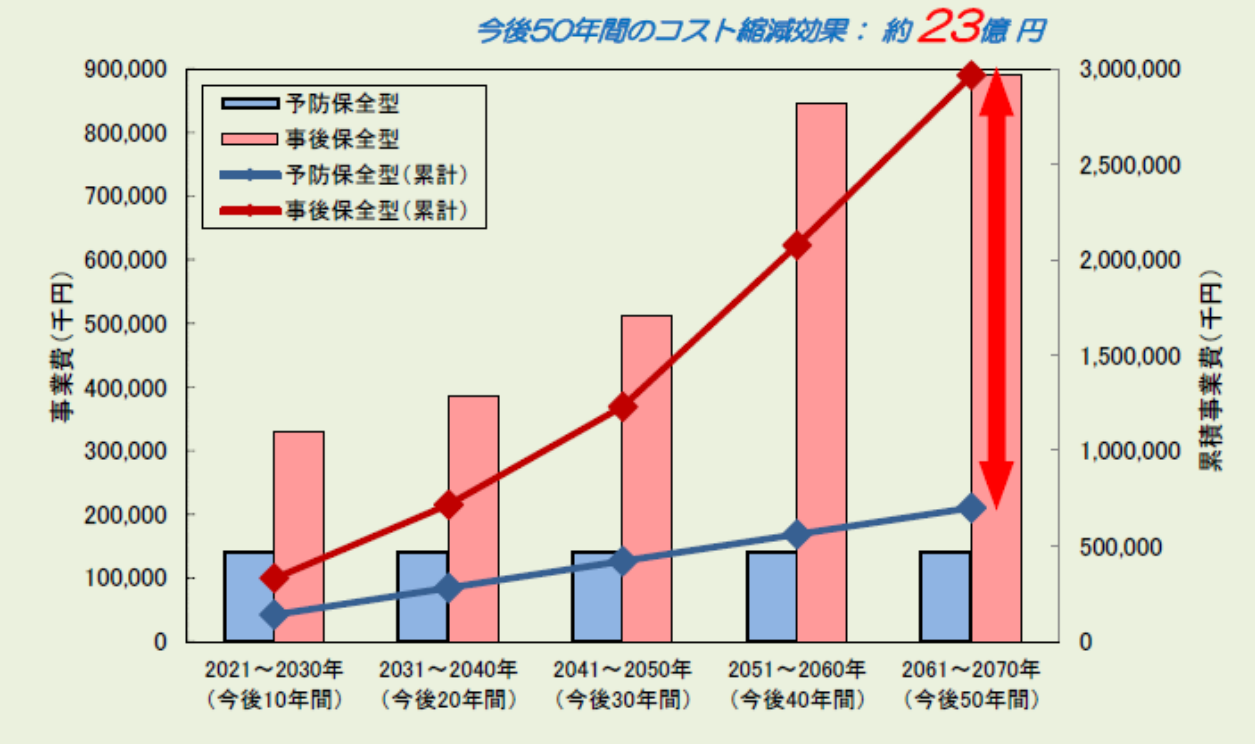

（４）水道

平成 30 年度に簡易水道事業アセットマネジメントを策定し、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

【単純更新適用費用】　（単位：百万円）

種別		更新費用	維持管理コスト	計
1	建築	47	29	77
2	土木	386	239	624
3	電気	383	237	620
4	機械	149	92	241
5	計装	566	350	916
6	管路	72	45	117
合計		1,602	992	2,595

【アセットマネジメント実施の場合の費用】　（単位:百万円）

種別		更新費用	維持管理コスト	計
1	建築	42	29	71
2	土木	344	239	583
3	電気	342	237	579
4	機械	133	92	225
5	計装	505	350	855
6	管路	64	45	109
合計		1,430	992	2,422

【対策の効果額】　（単位：百万円）

種別		対策費用	維持管理コスト	計
1	建築	△5	0	△5
2	土木	△42	0	△42
3	電気	△41	0	△41
4	機械	△16	0	△16
5	計装	△61	0	△61
6	管路	△8	0	△8
合計		△173	0	△173

（５）本計画及び各種個別施設計画の推進による財政効果

本計画及び各種個別施設計画による財政効果は約 49.7 億円と推計されます。

この財政効果は前述の通り、すべての施設を更新するとした場合に対して、本計画及び個別施設計画に基づいた対策費用で得たものとなります。

【計画実施前】

種別		更新費用	維持管理コスト	計
1	公共施設等	1,922	5,790	7,712
2	道路	※1	※1	
3	橋梁	※2	※2	2,659
4	簡易水道	1,602	992	2,595
合計		3,524	6,783	12,965

【各計画実施後】

種別		更新費用	維持管理コスト	計
1	公共施設等	922	3,422	4,344
2	道路	※1	※1	
3	橋梁	※2	※2	1,229
4	簡易水道	1,430	992	2,422
合計		2,351	4,415	7,995

‘【財政効果】

種別		対策費用	維持管理コスト	計
1	公共施設等	△1,000	△2,368	△3,368
2	道路	※1	※1	
3	橋梁	※2	※2	△1,430
4	簡易水道	△173	0	△173
合計		△1,172	△2,368	△4,970

※１　道路は単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外

※２　橋梁はライフサイクルコストとなるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

平成 28 年度に策定した東秩父村公共施設等総合管理計画によると、「今後 30 年間で公共施設等の修繕や建替えに必要な金額は、約 183.0 億円と想定されます。一方で、使用可能な金額は今後 30 年間で、約 50.0 億円と見込まれ、約 133 億円不足（年平均約 4.4 億円の不足）することが想定されます。」としていました。

この考え方は、すべての施設（インフラ施設含む）に対して長寿命化を行い、さらに建替（更新）を行うものとなっていましたが、各種個別施設計画の策定及び本計画の見直し・改訂によって、大幅な圧縮を図ることとなりました。

今後の更新費用等は 30 か年で約 79 億円、年平均で 2.6 億円となります。この試算には、道路や浄化槽や施設の解体費用や予防保全のための修繕費が含まれていませんが、過去 10 か年の投資的経費よりも圧縮することができます。（投資的経費は過去 10 か年平均で約 2.8 億円）

しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。

また、計画対策に必要な財源については、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金を積極的に活用していきます。

■投資的経費の推移と 10 か年平均　（単位：百万円）

項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	平均
投資的経費	193	210	692	341	195	483	163	154	176	211	**282**

■投資的経費に対する財源の推移と 10 か年平均　（単位：百万円）

項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	平均
国庫支出金		20	142	79	12	11	26	3	8	21	**36**
県支出金	4		25		22	3		15	2	2	**10**
地方債	121	158	190	52	143	250	45		37	2	**111**
その他	68	32	336	211	18	219	92	136	129	186	**143**
計	193	210	692	341	195	483	163	154	176	211	**282**

V 公共施設マネジメントの実行体制

1．推進体制

本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内推進委員会」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、議会などで報告、協議、審議のうえ推進します。

■推進体制図

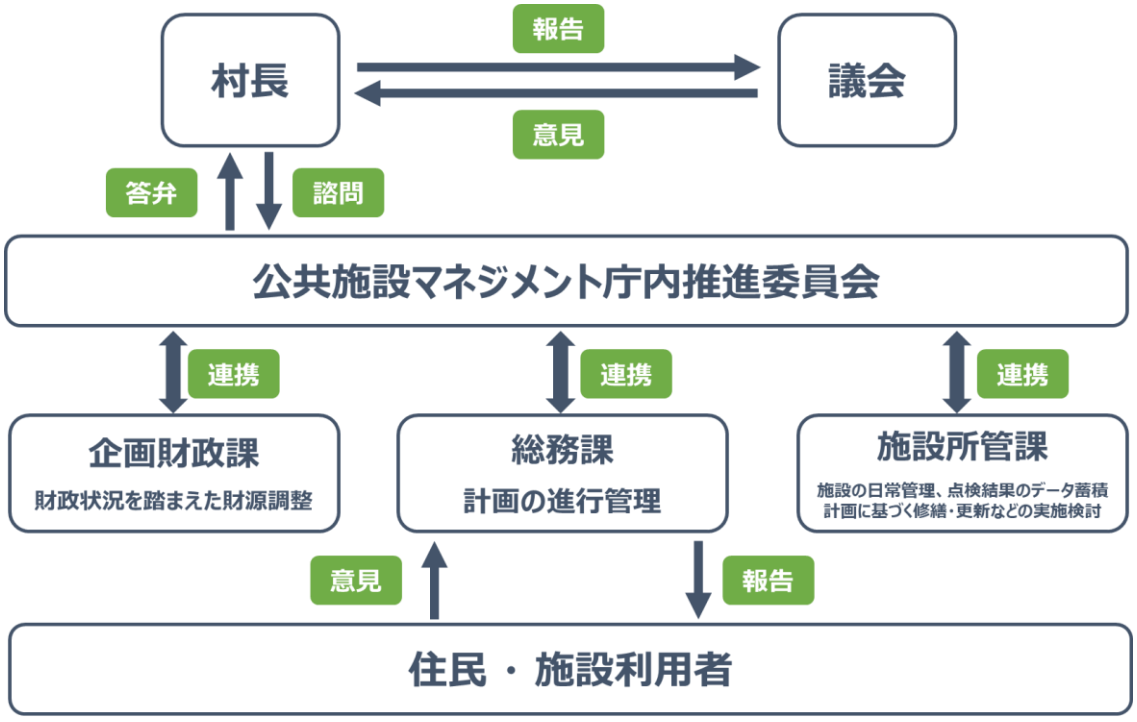

■年間推進スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設マネジメント庁内推進委員会①												
公共施設マネジメント庁内推進委員会②												
個別施設計画進捗管理												
固定資産台帳の異動等確認（確定）	(前年度実績分の反映)											
施設カルテの更新	(前年度実績分の反映)											
固定資産台帳の更新												

2．フォローアップ

本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で定期的に行うものとします。

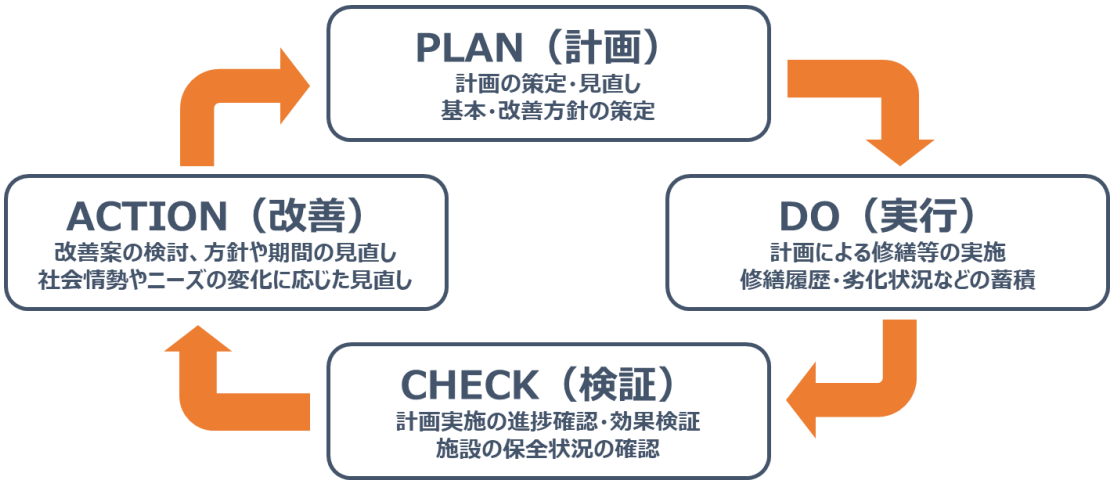

3．情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財形係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

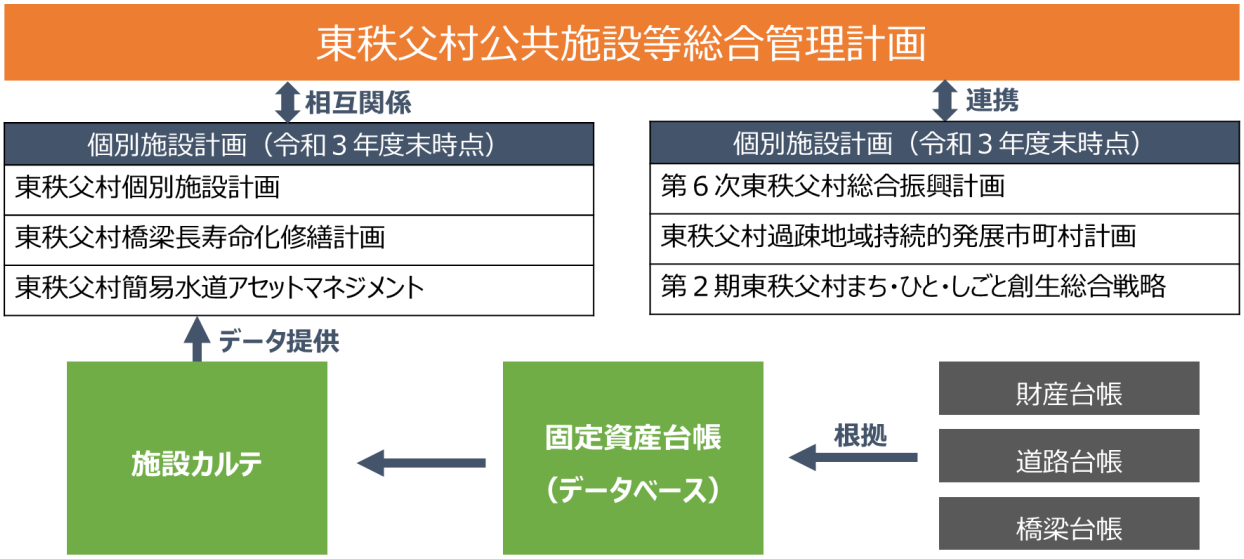

4．住民等との協働

公共施設の在り方を検討する際には、ホームページを活用した情報発信など、住民からの意見・要望を採り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

東秩父村公共施設等総合管理計画 令和４年3月改訂
発行 東秩父村 企画･編集 東秩父村 総務課
〒355－0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地
電話 0493－82－1221 FAX 0493－82－1562